

福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定公募要領

第61次公募（一般枠：津波浸水地域・警戒区域等見直し地域向け）

福島県では、東日本大震災により被災された県内中小企業者等の施設・設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業を支援するため、「福島県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を実施することとしており、その補助金の交付を受けるために必要となる「復興事業計画」について、以下のとおり公募を行います。

なお、補助対象者は、津波浸水地域又は警戒区域等が見直された地域を含む市町村内に事業所を有する事業者*となります。

また、補助金の遡及適用はありませんので、交付決定日以降に新たに着工する施設・設備の復旧・整備等のみが補助対象となります。

※所在地再開が原則であるが、インフラの復旧状況等により警戒区域等が見直された地域での再開が難しい等のやむを得ない事情がある場合は、県内の他地域へ移転再開することも可能。

1 事業の目的

東日本大震災及び原子力発電所事故により甚大な被害を受けた地域において、県が認定した中小企業等グループの復興事業計画について、国及び県が支援することにより、「産業活力の復活」、「被災地域の復興」、「コミュニティの再生」、「雇用の維持」等を図り、県内産業の復旧及び復興を促進することを目的とします。

2 公募要件

(1) 申請ができる中小企業等グループ“構成”の要件

複数の中小企業者から構成される集団(以下「中小企業等グループ」という。)であること。

注) 中小企業等グループにおいては、取引関係や共同物流又は連携した取組(人材育成事業等)等構成員間において関係性を有する若しくは今回の復興に際して実施することが必要です。

注) 構成員には、1者以上の中小企業者を含むものとし、補助金の交付を受けない者を構成員とすることができます。また、中小企業者以外の者が一部入ることは妨げません。ただし、中小企業者以外の者(みなし大企業含む)に対する補助金交付は行いません。

注) 暴力団又は暴力団員等に該当する方は構成員となれません。

(2) 申請ができる中小企業等グループ“機能”の要件

中小企業等グループが、下記①～④いずれかの機能を有していること。

① サプライチェーン型

ア及びイの両方を満たすこと。

ア 当該中小企業等グループの復旧・復興がサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしていること。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

② 経済・雇用効果大型

ア及びイの両方を満たすこと。

ア 事業規模や雇用規模が大きく、県内の経済・雇用への貢献度が高いこと。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

③ 基幹産業型

ア及びイの両方を満たすこと。

ア 一定の地域内において経済的・社会的に基幹となる産業群を担う集団であり、当該地域の復興・雇用維持に不可欠であること。

イ 中小企業等グループの構成員の全部又は一部が、東日本大震災により、次のいずれもの影響を受けていることにより、当該中小企業等グループの機能に重大な支障が生じていること。

- ・ 東日本大震災により事業所の一部又は全部に甚大な被害が生じていること又は継続して使用することが困難となっていること。
- ・ 東日本大震災の後であって、直前1月の売上が震災前の同期に比べて著しく低下していること又は当該中小企業等グループ内で果たす機能に重大な損傷が生じていると認められること。

④ 商店街型

ア及びイの両方を満たすこと。

ア 当該商店街等が次のいずれにも該当すると見込まれること。

- ・ 地域住民の生活利便や消費者の買い物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能を有するものであること。
- ・ 当該商店街等が属する商圈内における人口規模、商業量を勘案し、当該地域において中心的な商業機能を果たす可能性が高いと認められること。
- ・ 今後の当該市町村におけるまちづくり施策において、商業集積を維持・管理する可能性が高いと認められること。

イ 商店街等の構成員の全部又は一部の施設が甚大な被害を受け又は継続して使用することが困難となり、事業の継続が困難になっていること。

3 補助事業の実施期間

原則として、令和7年3月31日までとします。

4 補助の対象となる経費

中小企業等グループ及びその各構成員の施設及び設備であって、東日本大震災により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠な「県内の施設及び設備の復旧又は整備」、「新商品・新サービス開発のための事業」、「市場開拓調査事業」、「宿舍整備のための事業」、「商業機能の復旧促進のための事業」、「賑わい創出のための事

業」に要する経費。

この経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備するための経費を加えることができます。

なお、中小企業基盤整備機構の「仮施設整備事業」で施設の仮復旧、グループ補助金で設備の復旧を行う併用が平成25年5月から認められています。

また、従前の施設等への復旧では事業再開や継続、売上回復が困難な県内中小企業者等が、認定支援機関の支援を受けながら新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（以下「新分野事業」という。）により震災前の売上を目指すことを促すため、従前の復旧に代えて、これらの実施に係る費用についても、補助対象とすることができます。

<p><新分野事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新商品製造ラインへの転換 ・生産効率向上 ・新商品・新サービス開発 ・新市場開拓調査 ・従業員確保のための宿舍整備 等

ただし、この新分野事業の実施については、次の条件があります。

- ① 震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とすること。
- ② 下記について、認定支援機関の確認を受けること。
 - ・従前の施設・設備等の原状復旧では事業再開や震災前の売上まで回復することが困難であること。
 - ・新分野事業の実施により更なる売上げ回復を目指していること。

【交付対象経費】

区 分	内 容
施 設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他「1事業の目的」の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設。
設 備	復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループ又は各構成員の資産として計上するもの。
新商品・新サービス開発のための事業	原材料費（試作に係るものに限る）、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家謝金、専門家旅費
市場開拓調査事業	委託費（マーケティング調査費等）
宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備にかかる費用
商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費（商店街型のみ対象）。
販わい創出のための事業	謝金、旅費、会議費、借料、設営費、広報費、印刷費（資料作成費含む）、資材購入費、通信運搬費、備品費、消耗品費、委託費、外注費、雑役務費（商店街型のみ対象）。

注)・上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要な新分野開拓等の実施に係る取組（以

下、「新分野事業」という。)に要する経費も含む。また、新商品・新サービス開発のための事業、市場開拓調査事業、宿舍整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。

・上記【交付対象経費】の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取り壊し・撤去費、整地・排土費を含む。ただし、原子力損害賠償の対象となるものは除く。

5 復興事業計画認定の審査の方法及び審査のポイント

計画認定は、申請者から提出された復興事業計画について、有識者を加えた県の復興事業計画審査会により評価し、予算の範囲内で県施策等との関係を考慮のうえ、県が認定します。よって、前述の各種要件を満たした事業計画であっても、認定されない場合もありますので、あらかじめ御了承願います。

なお、要件を満たさない事業計画については、審査を行いません。

審査は、次の点を中心に行います。

【事業計画全体における審査のポイント】

- (1) **グループの特徴**
県内における役割や重要性 等
- (2) **グループの各構成員**
グループ内における県内中小企業の役割や参画割合 等
- (3) **被害の状況**
施設や設備の被害の程度 等
- (4) **復興事業の内容**
復興に向けた計画の発展可能性、地域全体への波及効果、地域経済の活性化に資するグループ活動の効果、必要な実施体制の構築状況等
- (5) **施設・設備の復旧整備の内容**
計画に該当する施設や設備復旧の必要性や緊急性 等
- (6) **収支計画の内容**
事業計画と収支計画の整合性 等

【グループ機能毎の審査のポイント】

- (1) **サプライチェーン型**
サプライチェーンにおける重要度 等
- (2) **経済・雇用効果大型**
県内経済・雇用への貢献度 等
- (3) **基幹産業型**
一定の地域内における復興・雇用維持への重要度 等
- (4) **商店街型**
地域コミュニティ維持に不可欠な商業機能性 等

【新分野事業における審査のポイント】

- (1) **震災後の売上げ低迷の現状・原因**
震災後の売上げの推移、低迷の原因 等
- (2) **新分野事業の実施による効果**
新分野事業実施と売上げ回復の因果関係・見込 等

(3) 認定支援機関の判断

判断内容、数値等のデータの根拠 等

6 補助率

補助対象経費の3/4以内。

7 スケジュール

補助事業計画書提出	令和6年8月19日(月)～令和6年9月6日(金) 午後5時(必着)まで 【グループ代表者 → 県】 ※補助事業計画の内容、必要書類の整備状況を事前調整するために、復興事業計画認定申請に先立ち、あらかじめ、補助金申請予定の全ての構成員分の「補助事業計画書」(事業計画認定公募要領 様式第2号)を提出してください。
復興事業計画の募集期間	令和6年8月19日(月)～令和6年9月20日(金) 午後5時(必着)まで 【グループ代表者 → 県】 ※あらかじめ提出された「補助事業計画書」を事前調整し課題等を解決した後に「復興事業計画認定申請書」(事業計画認定公募要領 様式第1号)を提出してください。
計画認定通知【予定】	令和6年10月下旬予定 【県 → グループ代表者】 ※計画が認定された場合、県と十分に事前調整した上で「補助金交付申請書」を県の指定した日時までに提出してください。
補助金交付決定【予定】	令和6年11月下旬予定 【県 → グループ構成員】 ※「補助金交付申請書」の最終審査を経て「交付決定通知書」を発行します。なお、計画認定又は交付決定に至らなかった場合は、次回公募に向けて事前調整を行います。

8 復興事業計画の提出

(1) 提出書類(各1部)

- ① 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定申請書(様式第1号)
- ② 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画書(別紙1)
- ③ 構成員別復興事業計画書(別紙2) 注) 事業経費の根拠となる見積書の写し(2者以上)を添付すること。

※構成員ごとに作成すること。補助金の交付を受けない構成員は不要。以下同様。

【新分野事業で申請する場合】

- ㊦ 認定経営革新等支援機関による確認書

注) 認定支援機関が新分野の事業計画を確認するのに使用した資料一式を添付すること。

※以下2点を認定し得る具体的な数値等が記載されている資料であること。

- ・従前の施設等への復旧では、震災前の売上まで回復することが困難であること
- ・新分野事業の実施により売上回復が見込まれること

④ 従前の施設・設備を原状復旧するのに必要な経費に係る見積書の写し（2者以上）

※既交付決定事業者が新分野事業へ切り替える場合は不要。

⑤ 新分野事業に必要な施設・設備等に係る見積書の写し（2者以上）

④ 経営状況表（別紙3）

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（別紙4）

⑥ 役員一覧

⑦ 納税証明書（県税に未納が無いことを証明するもの）の写し

※県税納税証明書の申請には、1通につき400円の福島県収入証紙が必要となりますので、あらかじめ最寄りの収入証紙売りさばき所（福島県自治会館1階福島県庁消費組合売店など）で、お買い求めくださるようお願いします。

⑧ 会社案内（提出可能な場合）

⑨ 罹災証明書の写し（取得済の場合）

※交付を受けていない場合は、施設・設備の被害状況が分かる写真や参考資料を提出。

⑩ 補助事業計画書（様式第2号）

(2) 提出期限

令和6年9月20日（金）

(3) 提出先（郵送先）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎1階
福島県 商工労働部 経営金融課（電話 024-521-8644）

9 予算執行データのオープン化について

国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※1の取組を政府として推進すべく、補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等について、法人インフォメーション※2に原則掲載されることとなります。そのため、補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報が、法人インフォメーションにおいてオープンデータとして公表されることとなります。

なお、法人インフォメーションへの掲載に当たり、交付決定等に関する必要な情報の提供を求めることになるため、中小企業等グループ又はその構成員は、その指示に従わなければなりません。

（※1）オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。

（※2）法人インフォメーションとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐付け、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務効率化が期待されます。

掲載アドレス：<http://hojin-info.go.jp>

<参考>

1 中小企業者の定義

(1) 会社及び個人

業 種	従業員規模 ・ 資本金規模
製造業・その他の業種	300人 以下 又は 3億円 以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人 以下 又は 3億円 以下
卸売業	100人 以下 又は 1億円 以下
小売業	50人 以下 又は 5,000万円 以下
サービス業	100人 以下 又は 5,000万円 以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人 以下 又は 3億円 以下
旅館業	200人 以下 又は 5,000万円 以下

(2) 中小企業団体（事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会）

2 みなし大企業の定義

- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者